

鴨川市総合窓口運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第23号

鴨川市総合窓口運営要綱の一部を改正する訓令

鴨川市総合窓口運営要綱(平成17年鴨川市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び市の事務を取り扱う郵便局」を削る。

別表第1受付事務の項を次のように改める。

受付事務	各種住民検診の関係書類
	児童手当等現況届
	児童手当等認定請求書
	子ども医療費の助成に係る申請書及び届出書
	返却図書受付

別表第1配布事務の項を削り、同表その他の項を次のように改める。

その他	その他総合窓口で取り扱うことが適当と認められる事務
-----	---------------------------

別表第2公金収納事務の項中「、水道料金」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。